

提出議案説明資料目次

令和5年9月定例会

| 資料番号 | 資料内容 | 関係議案 | 頁 |
|------|-----------------|---|-------|
| 1 | 新旧対照表 | 議案第43号 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1～7 |
| 2 | 新旧対照表 | 議案第44号 箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について | 9～11 |
| 3 | 新旧対照表 | 議案第45号 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 13～19 |
| 4 | 見積合せ調書等 及び図面 | 議案第61号 工事請負契約の締結について | 20～29 |

新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則
1～24 （略）

（定年の引上げに伴う給与に関する特例）

25 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項又は第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 （略）

27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日

旧（改正前）

附 則

1～24 （略）

（感染症防疫作業手当の特例）

25 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第8条の規定は適用しない。

（1）新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業、これらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずると認められる作業

（2）新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業、新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物件に接触して行う作業その他これらに準ずると認められる作業

26 前項の感染症防疫作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる作業 1日（交代制勤務者にあつては、1勤務。次号において同じ。）につき4,000円

（2）前項第2号に掲げる作業 1日につき3,000円
（定年の引上げに伴う給与に関する特例）

27 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項又は第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

28 （略）

29 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日

新（改正後）

に附則第 25 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 25 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 (略)

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 25 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 27 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第 27 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 25 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第 27 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 16 条第 5 項(第 17 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 16 条第 5 項中「給料の月額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)」とあるのは、「給料の月額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)と附則第 27 項、第 29 項又は第 30 項の規定による給料の額との合計額」とする。

32 附則第 25 項から前項までに定めるもののほか、附則第 25 項の規定による給料月額、附則第 27 項の規定による給料その他附則第 25 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

旧（改正前）

に附則第 27 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 27 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

30 (略)

31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 27 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 29 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第 29 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 27 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 附則第 29 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 16 条第 5 項(第 17 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 16 条第 5 項中「給料の月額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)」とあるのは、「給料の月額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)と附則第 29 項、第 31 項又は第 32 項の規定による給料の額との合計額」とする。

34 附則第 27 項から前項までに定めるもののほか、附則第 27 項の規定による給料月額、附則第 29 項の規定による給料その他附則第 27 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

箱根町職員の降給に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則

1 （略）

（定年の引上げに伴う給与に関する特例の適用を受ける職員に対する降給に関する特例）

2 箱根町職員の給与に関する条例附則第 25 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、第 2 条中「とする」とあるのは、「並びに箱根町職員の給与に関する条例附則第 25 項の規定による降給とする」とする。

3 第 5 条の規定は、箱根町職員の給与に関する条例附則第 25 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

旧（改正前）

附 則

1 （略）

（定年の引上げに伴う給与に関する特例の適用を受ける職員に対する降給に関する特例）

2 箱根町職員の給与に関する条例附則第 27 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、第 2 条中「とする」とあるのは、「並びに箱根町職員の給与に関する条例附則第 27 項の規定による降給とする」とする。

3 第 5 条の規定は、箱根町職員の給与に関する条例附則第 27 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

新旧対照表

箱根町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（印鑑登録証明書の交付申請）

第 16 条 登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備(当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を用いて多機能端末機(町の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。第 18 条第 2 項において同じ。)を利用することにより印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

旧（改正前）

（印鑑登録証明書の交付申請）

第 16 条 登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて多機能端末機（町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。第 18 条第 2 項において同じ。）を利用することにより印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

新旧対照表

箱根町火災予防条例の一部改正新旧対照表

| 新（改正後） |
|---|
| <p>（変電設備）</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条第 1 項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（3）の 2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>（3）の 3～（10） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>（5）～（19） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（蓄電池設備）</p> <p>第 13 条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄電池設備</u></p> |

旧（改正前）

（変電設備）

第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条第 1 項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(3) の 2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3) の 3～ (10) (略)

2・3 (略)

（急速充電設備）

第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) ～ (19) (略)

2 (略)

（蓄電池設備）

第 13 条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又

新（改正後）

の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 （略）

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ～ (12) （略）

(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(14) ・ (15) （略）

別表第3（第3条、第18条関係）

| 種類 | | | 離隔距離（cm） | | | | | 備考 | |
|------|------|------|---|--------|-----|-----|----|-----|--------------------------|
| | | | 入力 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | | |
| (略) | | | | | | | | | |
| 厨房設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | 14kw以下 | 100 | 15注 | 15 | 15注 | 注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 |
| | | | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | | | | | | |
| | | | 据置型レンジ | 21kw以下 | 100 | 15注 | 15 | 15注 | |

旧（改正前）

は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ~ (12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3（第3条、第18条関係）

| 種類 | | | 離隔距離（cm） | | | | | 備考 | | |
|------|------|------|----------|---|--------|-----|-----|----|-----|--------------------------|
| | | | 入力 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | | | |
| (略) | | | | | | | | | | |
| 厨房設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw以下 | 100 | 15注 | 15 | 15注 | 注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 |
| | | | | 据置型レンジ | 21kw以下 | 100 | 15注 | 15 | 15注 | |

新（改正後）

| | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|---|--------|-----|-----|-----|-----|
| | 不燃 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw以下 | 80 | 0 | - | 0 |
| | | 据置型レンジ | | 21kw以下 | 80 | 0 | - | 0 |
| 固体燃料 | 不燃以外 | 木炭をとるもの | 炭火焼き器 | - | 100 | 50 | 50 | 50 |
| | 不燃 | 木炭をとるもの | 炭火焼き器 | - | 80 | 30 | - | 30 |
| 上記に分類されないもの | | 使用温度が 800℃以上のもの | | - | 250 | 200 | 300 | 200 |
| | | 使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの | | - | 150 | 100 | 200 | 100 |
| | | 使用温度が 300℃未満のもの | | - | 100 | 50 | 100 | 50 |

(略)

備考 (略)

旧（改正前）

| | | | | | | | | |
|-----|------------------------|-------------|---|--------|-----|-----|-----|-----|
| | 不燃 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kw以下 | 80 | 0 | - | 0 |
| | | | 据置型レンジ | 21kw以下 | 80 | 0 | - | 0 |
| | | 上記に分類されないもの | 使用温度が 800℃以上のもの | - | 250 | 200 | 300 | 200 |
| | 使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの | | - | 150 | 100 | 200 | 100 | |
| | 使用温度が 300℃未満のもの | | - | 100 | 50 | 100 | 50 | |
| (略) | | | | | | | | |

備考 (略)